

二戸保健所長告示第3号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成19年7月10日

二戸保健所長 生 田 孝 雄

訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313110256	岩手県立軽米病院	軽米町大字軽米第2地割54番地5	平成19年6月1日